

# 住宅用火災警報器を設置しましよ

問い合わせ先 消防本部予防課 ☎22-0332番、FAX22-9427番

## 住宅用火災警報器は 火災からあなたの命を守ります

毎年、住宅火災で多くの人が死亡しています。住宅火災で死亡した人の半数以上が高齢者です。また、火災で死亡する原因についても、半数以上が「逃げ遅れ」です。

尊い命や大切な財産を火災から守るため、火災の発生を早期に発見する住宅用火災警報器（以下「火災警報器」）の設置が義務づけられました。彦根市でも、新築の住宅などについては、平成

18年6月から設置が義務化されています。また、既存の住宅などでも、平成23年6月までに火災警報器を設置しなくてはなりません。

左上の図は、住宅内での火災警報器を設置する場所を示したものです。この図を参考に、自宅での火災警報器の設置を進めましょう。

### 火災警報器の購入

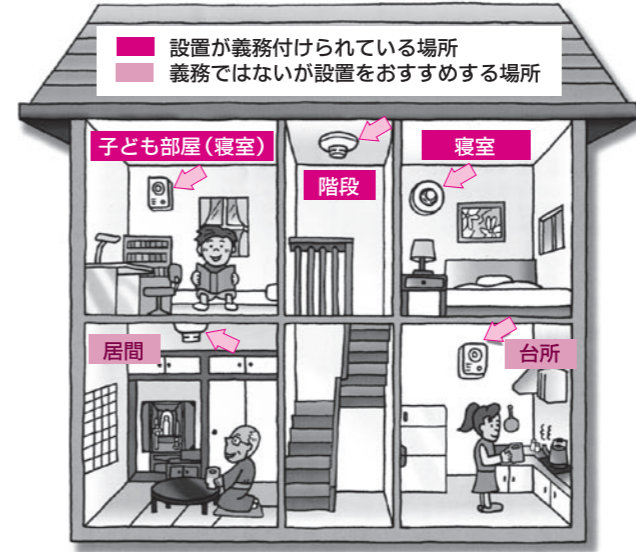
火災警報器は、防災機器取扱店のほか、家電量販店やホームセンターなどでも販売されています。購入するときは、設置場所に合ったものを購入するようにしてください。また、国の基準に適合した製品には「NSマーク」が張り付けられています。購入するときは「NSマーク」がついているものを選びましょう。

### 悪質な訪問販売にご注意を

火災警報器の設置が義務化されたことを契機として、不当に高額な火災警報器を販売する、訪問販売業者による被害が全国で報告されています。訪問販売で購入するときは、次のことを覚えておきましょう。

- ① すぐに契約しない
- ② 怪しいと感じたら、その場で断る
- ③ 事前に見積もりを取り、内容を確認する
- ④ 火災警報器は、クーリングオフの対象である
- ⑤ 「罰金」「罰則」という言葉に動揺しない（罰金、罰則はありません）

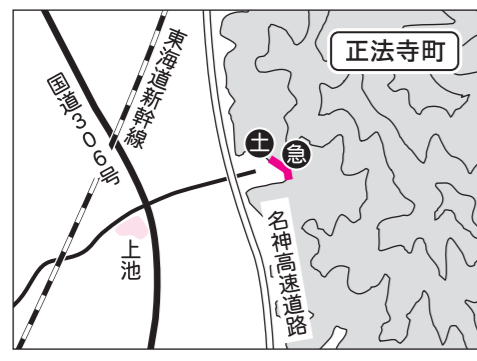
図 住宅用火災警報器を設置する場所



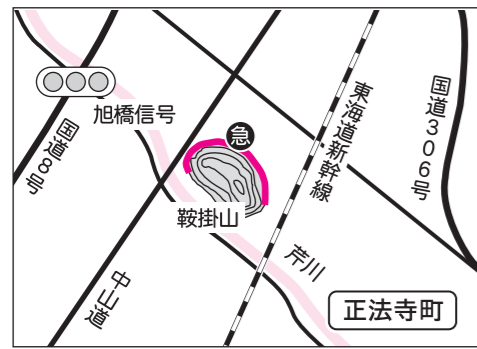
## 正法寺町 土砂災害(特別)警戒区域が追加指定されました

市道路河川課、県湖東地域振興局建設管理部管理調整課

土砂災害から国民の生命を守るため、平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が、市内の計3か所で追加指定されました。(およびその場所は左の地図のとおり) このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、市が警戒避難体制の整備を図ります。また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が図られます。詳しくは下記までお問い合わせください。



※地図内の●は、「土石流」を、●は、「急傾斜地の崩壊」を表します。



## 10月は 臓器移植普及推進月間です

市保険年金課

彦根市を含む県内のすべての市町で、国民健康保険証に「臓器提供意思表示欄」を設けています。臓器提供は強制されるものではありません。しかし、自分の意志を示さなければ、臓器を提供したいという気持ちも、伝わりません。

10月は臓器移植普及推進月間です。この機会に臓器移植について家族で話し合い、臓器提供に対する自分の意志を記入しておきましょう。

問い合わせ先 市保険年金課 ☎30-6112番、FAX22-30-6112番、FAX22-1394番、臓器移植については、日本臓器移植ネットワーク ☎0120-781-069番(フリーダイヤル)へ

## 浄化槽の法定検査を忘れずに!

市生活環境課

浄化槽は、定期的な保守点検、清掃のほか、こわらが適切に行われているか検査する法定検査を一年に1回受けることが、法律で義務づけられています。浄化槽は、琵琶湖や河川など

## 飲酒運転などの罰則が厳罰化されました

改正前	改正後
◆飲酒検知の拒否に対する罰則強化 30万円以下の罰金	改正後 3か月以下の懲役または50万円以下の罰金
◆ひき逃げ(人身事故を起こした運転者の救護義務違反)に対する罰則強化	改正後 5年以下の懲役または50万円以下の罰金
	改正後 10年以下の懲役または100万円以下の罰金

また、このほかにも、「車両提供の禁止」「酒類提供の禁止」など、飲酒運転を容認したり、助長したりする行為に対する罰則も強化されています。詳しくは、彦根警察署交通課までお問い合わせください。

問い合わせ先 彦根警察署交通課 ☎27-0110、FAX27-0130



## しない! させない! 飲酒運転

「酒気帯び運転」で検挙されたほとんどの人が、酔いの自覚がありません。飲酒後にもかかわらず、「少しの飲酒だから」「もう醒めたから」といった理由で、自動車を運転する人がまだまだ後を絶ちません。

わずかな飲酒でも、視覚機能や注意力、判断力は確実に低下します。どんなに少量であっても「飲んだら乗らない」を徹底してください。

また、飲酒運転などの罰則が強化されました。改正の主な内容をお知らせします。

	改正前	改正後
◆飲酒運転の罰則強化		
酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

## 意見公募手続を制度化しました

市まちづくり推進室

「意見公募手続」とは、彦根市の基本的な政策などを策定する場合に、その政策などの案について事前に公表し、市民の皆さんから意見を募集する制度です。これまでも、「彦根市総合発展計画」を始め、一部の計画などを策定する際に、市民の皆さんから、意見を募集してきました。

この意見募集について、彦根市として統一した基準で意見公募手続を実施するために、新たに要綱を制定しました。詳しくは市まちづくり推進室にお問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。制度の対象となるもの

▼計画・構想・方針の新規策定、または改定

## 下水道排水設備工事 責任技術者試験

市下水道部管理課

試験日 平成20年2月21日(休)午後2時  
試験会場 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目)  
申込書配布・申込期間 11月1日(木)～同15日(土)(土・日曜日と祝日は除く)の午前9時～午後5時  
申込書配布・受付場所 市下水道部管理課(市民会館1階)  
問い合わせ先 同課 ☎22-5458番、FAX22-5433番